教　育　民　生　委　員　会　審　査　結　果

☆　開催日時　　令和７年５月３０日（金）　　各派代表者会議終了後
☆　会 議 室　　第３委員会室

☆　審　査　事　項	結　果
１　所管事務調査	**左記のとおり**
生活保護の問題を所管事務調査事項とすることについて協議を行い、	
委員長の作成した「所管事務の調査について（通知案）」のとおり決定	
した。議長への通知の記載事項は以下のとおり。	
1. 事項　　生活保護業務の改善について	
2. 目的　　桐生市福祉事務所の不適切な生活保護業務について、二度と	
このような事態が起こらぬよう、桐生市生活保護の適正化に	
関する第三者委員会や厚生労働省、群馬県からの指摘や提案	
された事項を踏まえた改善への取組状況等を調査・確認し、	
今後も適正な事務の執行が維持されていくか、議会として	
検証を行う。	
3. 方法　　教育民生委員会において調査	
4. 期間　　令和７年５月３０日から調査が終了するまで	